

山口県報

令和5年
8月29日
(火曜日)

目次

- 告示
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課).....一
- 保安林予定森林(森林整備課).....一
- 公告
契約の締結(財政課).....二
- 国土調査の成果の認証(政策企画課).....二
- 山口県労働委員会の労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等(労働政策課).....二
- 屋外広告物講習会の開催(都市計画課).....四



山口県告示第二百四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年八月二十九日

氏名	氏名	氏名	氏名
有田 欣人	ありた 整骨院	山口市大内長野七五五の九	令和五、七、二〇
施行者の氏名	名称	所在地	指定年月日
		山口県知事 村岡 嗣政	

山口県告示第二百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和五年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林予定森林の所在場所
萩市大字佐々並字長瀬五八の一、五九、六〇、字東長瀬一〇二二、一一〇二七、一一〇二八、大字高佐下字赤塚一〇二〇七、一〇二一〇、大字椿東字二瀬川一〇六六七の一、字七曲り一〇六六七の二、一〇六六七の五、一〇六六七の一六、一〇六六七の一七、一〇六六七の一九、字内地一〇六六七の三、一〇六六七の四、一〇六六七の九、一〇六六七の三三、五九四八、五九五二、五九五二、五九五四、五九五七、五九五九、五九六一、五九六二の一、五九六三の一、五九六五
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 保安林予定森林の所在場所
岩国市周東町差川字清水一〇二の一、宇国森一〇二二五の一、一〇二二五の三、一〇二二五の四
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
岩国市周東町差川字国森一〇一二五の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)



(二五五) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和五年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総務部財政課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品等の名称及び数量
予算編成システム再構築及び機器賃借業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和五年七月十三日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 契約金額
一億三千三百五十八万六千七百七十六円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

(二五六) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和五年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
宇部市	令和二年五月二十六日から 令和四年九月十四日まで	宇部市地籍図 宇部市地籍簿	大字小野及び大字船木の各一部
防府市	令和三年四月一日から 令和四年七月八日まで	防府市地籍図 防府市地籍簿	大字奥畑の一部

二 認証年月日

令和五年八月二十九日

(二五七) 山口県労働委員会の労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十九期労働者委員(補欠委員一人)の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

令和五年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 推薦者の資格

労働者委員の候補者を推薦する資格のある労働組合は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条に規定する労働組合であつて、山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明されたものでなければならぬ。

二 被推薦者の資格

委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、推薦書（別記様式）にその候補者の履歴書及び山口県労働委員会の資格証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(二) 書類の提出先

山口県産業労働部労働政策課

四 推薦期間

令和五年八月三十日（水曜日）から同年十月五日（木曜日）まで

五 労働委員会への資格審査申請

(一) 資格審査の申請をしようとする労働組合は、次に掲げる書類（連合体にあつてはこれを組織する組合の関係書類、単一組織の組合にあつては支部の関係書類を含む。）を山口県労働委員会に提出しなければならない。

- 1 労働組合資格審査申請書
 - 2 組合規約及びこれに準ずる諸規程
 - 3 労働協約、覚書その他附属協定
 - 4 組合役員名簿
 - 5 職制機構図
 - 6 組合の予算書又は決算書
 - 7 大会議案書
 - 8 その他必要と認められる立証資料
- (二) 過去において山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明された労働組合であっても、この推薦を行うためには、新たに資格審査を受けなければならない。
- (三) 資格審査には日時を要するので、できるだけ早く申請すること。
- 六 その他

不明の点があるときは、一から四までについては山口県産業労働部労働政策課（電話〇八三一九三三―三三二一〇）に、五については山口県労働委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四四四）に照会すること。

別記様式

推 薦 書

年 月 日

山口県知事 様

推薦者

主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、山口県

労働委員会の労働者委員（補欠委員）の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	生 年 月 日	年 月 日
所属団体の主たる事務所の所在地及び名称		
所属団体における地位		
所属団体の構成員数		
加盟上部団体の名称		

添付書類

1 候補者の学歴、職歴、組合運動関係及び政党関係を詳細に記入した履歴書

2 山口県労働委員会の資格証明書

注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属する全ての所属団体について記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(一五八) 屋外広告物講習会の開催

山口県屋外広告物条例（昭和四十一年山口県条例第四十一号）第二十三条第一項の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催します。

令和五年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習会の日時及び場所

日	時	場 所
令和五年十一月九日（木曜日）	午前九時五十分から 午後五時十五分まで	山口市滝町一番一号 山口県庁視聴覚室

二 講習科目及び時間

科 目	時 間
屋外広告物に関する法令	二
屋外広告物の表示に関する事項	二
屋外広告物の施工に関する事項	二

三 受講の手続

講習を受けようとする者は、山口県屋外広告物条例施行規則（昭和四十二年山口県規則第五号）第十五条に規定する屋外広告物講習会受講申込書に屋外広告物講習会受講手数料三千五百円に相当する山口県収入証紙（この収入証紙には、消印をしないこと。）及び写真（縦五・五センチメートル、横四センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。）を貼って、その者の住所地を管轄する土木事務所の長を経由して知事に提出すること。

四 受講申込書の受付期間

令和五年九月一日（金曜日）から同月二十九日（金曜日）まで（郵送の場合は、九月二十九日までの消印のあるものは、有効とする。）

五 その他

(一) 受講案内及び受講申込書の請求は、山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課又は最寄りの土木事務所にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「屋外広告物講習会」と朱書きし、八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒

を同封すること。

(二) この講習会についての問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三一九三三―三七二〇）又は最寄りの土木事務所にすること。

令和五年八月二十九日印刷
令和五年八月二十九日発行

発行人 山口県知事